

# 第25期 第2回

## 北広島市農業委員会総会議事録

会期 自 令和5年7月27日

至 令和5年7月27日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

## 第 25 期 第 2 回 北広島市農業委員会総会議事録

令和 5 年 7 月 27 日（木）15 時 30 分、第 2 回北広島市農業委員会総会を北広島市役所 5 階議場に召集する。

### 1 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 農地の転用事実に関する照会に係る専決処分について
- 日程第 4 報告第 2 号 現況証明願による専決処分について
- 日程第 5 議案第 1 号 現地調査委員の指名について
- 日程第 6 その他 諸報告

- 2 応招委員 1 番 茶木 義行 委員 2 番 安宅 一夫 委員 3 番 山田 智美 委員  
4 番 宮北 輝 委員 5 番 佐々木 珠恵 委員 6 番 佐藤 芳之介 委員  
7 番 三戸 修 委員

- 3 農地利用最適化推進委員出席者 阿部 知博 委員 坂本 勝則 委員 田村 智幸 委員  
塚本 能信 委員 森越 信幸 委員

- 4 事務局出席者 事務局長 川村 裕樹 事務局次長 山田 孝博 主査 武山 伍織  
主査 石川 正人 主任 佐々木 正人 主事 上野 礼

(開会宣言 15 時 30 分)

議 長 <日程第1:「議事録署名委員の指名」>  
 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の署名委員として総会規則第13条の規定により3番 山田委員、4番 宮北委員、以上2名を指名いたします。

議 長 <日程第2:「会期の決定」>  
 日程第2、「会期の決定について」お諮りいたします。本会議の会期は、令和5年7月27日、本日1日と決したいと思っております。ご異議ございませんか。  
 (「異議なし。」の声)  
 議 長 ご異議なしと認めます。会期は本日1日と決しました。

議 長 <日程第3:報告第1号「農地の転用事実に関する照会に係る専決処分について」>  
 報告第1号「農地の転用事実に関する照会に係る専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の朗読をお願いいたします。  
 事務局 局長 (報告案件朗読)  
 議 長 報告案件の朗読が終わりました。この案件につきましては、現地調査委員会による現地調査が実施されていますので、塚本委員長より調査結果の報告をお願い致します。  
 塚本委員 令和5年7月11日に、農地の転用事実に関する照会に係る現地調査を三戸委員、茶木委員、私の3名で実施いたしましたので、結果について報告いたします。  
 照会者は、[ ]、所有者は [ ]ですが、場所は、[ ]の土地で、場所は [ ] 地区で、[ ]線から [ ]線に進み、1.5 km先で右折し、通称「[ ]」内に入り 100m進んだ先右手に位置する土地でございます。この土地は、平成20年12月3日付けで非農地通知が発行されており、現地の状況は、非農地判断された時と変わらず、農地性が低いことを確認し、「非農地」と認定いたしました。以上、現地調査の結果報告といたします。  
 議 長 ご苦労様でした。これより質疑を行います。何かございませんか。  
 (「質疑なし。」の声)  
 議 長 質疑なしと認めます。報告第1号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。  
 (「異議なし。」の声)  
 議 長 ご異議なしと認めます。報告第1号は、報告のとおり承認することに決しました。

議 長 <日程第4:報告第2号「現況証明願による専決処分について」>  
 報告第2号「現況証明願による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の朗読をお願いいたします。  
 事務局 局長 (報告案件朗読)  
 議 長 報告案件の朗読が終わりました。これより質疑を行います。佐藤委員どうぞ。  
 佐藤委員 所有者の [ ]さんと願出人の [ ]さんの関係について教えてください。  
 事務局 願出人の [ ]さんについては、札幌の不動産会社の社員です。細かい経緯をお伝えいたしますと、昭和56年に農地法第5条の転用許可を経て、一般住宅を建てるということで所有権を取得しているところでございます。現在につきましても、当時の願出目的同様に一般住宅を有しているところでございますが、売却のために現況証明願で地目変更をするという内容でございます。  
 議 長 他に何かございませんか。  
 (「質疑なし。」の声)  
 議 長 質疑なしと認めます。報告第2号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。  
 (「異議なし。」の声)  
 議 長 ご異議なしと認めます。報告第2号は、報告のとおり承認することに決しました。

<日程第5：議案第1号「現地調査委員の指名について」>

議長 議案第1号「現地調査委員の指名について」を議題といたします。現地調査委員の指名の前に、事務局から補足説明を求められておりますので、これを許します。

事務局 今後の現地調査委員の指名について、補足説明をさせていただきます。別紙でお配りしております、北広島市農業委員会現況証明事務処理規程をご覧ください。

7月26日付けで北広島市農業委員会現況証明事務処理規程の一部改正を行い、今後は現況証明願や転用完了、裁判所や法務局からの照会などに係る現地調査委員会における現地調査委員については農業委員及び推進委員にて行うこととしました。理由としては、第22期北広島市農業委員会までは12名の農業委員体制であり、現地調査委員は、会長を除いた11名での持ち回りとしていたところですが、第23期からは推進委員が設置され、農業委員が12名から7名へと変更となったところであり、会長を除いた6名での現地調査委員となりますと、2か月に1度調査委員となることが想定されたことから、会長を含めた7名で対応することとしていたところであり、

しかし、推進委員が現地調査委員となり、現地調査を行うことについて法令等で問題がないことを確認し、他市町村の状況を確認しましたが、農業委員及び推進委員で現地調査を行っていることが分かりました。そこで、当市委員会においても農業委員及び推進委員のうちから3名を選出し、現地調査委員会を開催できるよう現況証明事務処理規程を改正することとしました。

指名の内訳についてですが、会長を除いた農業委員は議席番号順に2名指名し、調査補充委員についても同様に次の番号の委員を指名すること、推進委員についても座席順に1名、調査補充委員についても同様に次の委員を指名することとしたいと考えております。従って、今後は農業委員2名、推進委員1名の3名で現地調査委員会を開催することとし、万が一の欠席等に備え、農業委員及び推進委員1名ずつを調査補充委員として指名することとなります。お手数ですが、御対応のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 補足説明が終わりました。これより質疑及び意見を求めます。何かございませんか。坂本委員どうぞ。

坂本委員 今回から現地調査委員ということで推進委員も入っておりますが、推進委員の活動記録簿はその時に提出しなくて良いということでしょうか。

事務局 活動記録簿については、今回総会で意見を述べたということで記入して頂いているかと思いますが、同様に記入して頂ければと思います。よろしくお願い致します。

議長 他に何かございませんか。

(「意見なし。」の声)

議長 意見なしと認めます。

現地調査委員の指名につきましては、現況証明事務処理規程第5条の規定により、私から指名いたします。農業委員の調査委員として1番 茶木委員、2番 安宅委員、推進委員の調査委員として 阿部委員、調査補充委員として、農業委員は3番 山田委員、推進委員は 坂本委員を指名いたします。

<日程第8：「その他、諸報告について」>

議長 諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事務局 諸報告を行います。1点目、次回の第3回農業委員会総会につきましては、令和5年8月30日水曜日、午後1時30分から北広島市役所5階議場で予定をしておりますのでよろしくお願い致します。2点目、会長と事務局の動静報告についてでございますが、8月8日石狩地方農業委員会連合会臨時総会が札幌にて行われ、会長等出席予定です。

3点目、次回の現地調査委員会の日程についてでございますが、8月17日木曜日午前9時00分から、現地調査委員は農業委員では1番茶木委員、2番安宅委員、推進委員は阿部委員、調査補充委員として農業委員は3番山田委員、推進委員は坂本委員を予定しておりますのでよろしくお願い致します。

事務局 事務局より報告させていただきます。事前の報告となりますが、北広島市の農業経営基盤の強

化の促進に関する基本構想が一部変更となり、来月の総会に付議される予定でございます。こちらの基本構想については、農業経営基盤強化促進法に基づいて都道府県が策定し、そのうえでそれぞれの地域に合わせて市町村も策定をしているところであります。策定又は変更の際には農業経営基盤強化促進法第6条4項に基づき、「あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とあり、農業委員会に意見を求めるものであります。

今回、農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴い、北海道の基本構想が変更となったことから、北広島市の基本構想も変更しようとするものであります。主な変更点としては、農業を担う者の確保及び育成に関する事項の追加が求められており、また、利用権設定等促進事業の廃止に係る文言等の整理をする予定であります。詳細については来月の総会時に農政課担当職員から補足説明をいただきます。基本構想の変更については以上でございます。

最後に、動静報告に間に合いませんでしたが、8月29日(火)に農業関係機関合同作況視察が予定されておりますことをご報告いたします。後日、委員の皆様に出欠の調整をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員の皆様から何かございませんか。それでは以上をもちまして第2回北広島市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦勞様でした。

議 長

(閉会宣言 16 時 00 分)

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名

---

議事録署名委員

番

署 名

---

議事録署名委員

番

署 名

---